

産業廃棄物の収集運搬について

<収集運搬の車両について>

事業場（以下、排出事業者という）から排出される産業廃棄物を中間処理施設や最終処分場等へ運ぶ場合の運搬車両の両サイドに規則で定められたステッカーが必要です。

これは排出事業者自身が運搬する場合（以下、自社運搬という。）も収集運搬業者が運搬する場合も同様ですが、収集運搬業者のステッカーには自社運搬にはない業の許可番号が付されています。

ステッカーに記載する事項は①廃棄物の収集運搬を行っている車であるという事。②排出事業者名（収集運搬事業者の場合は事業者名）③収集運搬の許可を受けている場合は許可番号の下6桁。を記載することが義務付けられており、文字の大きさも①については縦横5センチ以上②と③については縦横3センチ以上となっています。また、廃棄物を運搬する車両には自社運搬の場合には、ア) 社名、住所、イ) 運搬する廃棄物の種類、数量、ウ) 運搬する廃棄物を積載した日、エ) 積載した事業場の名称、所在地、連絡先、オ) 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先 を記載した書類の携行が義務付けられ、収集運搬事業者が排出事業者から委託を受けて運搬する場合には、産業廃棄物管理票（* マニフェスト）および許可証の写し、<必要に応じて廃棄物データシート>を携行しなければなりません。 { *電子マニフェストに加入されている方は電子マニフェスト使用証など }

走行している車の中には正面フロントガラスの中に入れてあったり、車両の後部に貼っている車がありますし、また、文字が規定の大きさでないものを見かけることがありますが、これも違反です。

<許可内容の確認>

収集運搬事業者に廃棄物の運搬を委託する際には、許可証に記載してある事項を十分確認してください。許可には大きく①普通産廃（特別管理産廃でないもの）と②特別管理産廃（廃油、廃アルカリ、廃酸、PCB含有廃棄物など）に分かれるほか、運ぶことができる品目が記載されていますので、排出事業者は自分が排出する廃棄物の運搬ができる収集運搬事業者であるかどうかの確認が必要です。

<参考>

○収集運搬等で一時的に車両不足に陥ることがあります。その場合は車両のレンタルをすることもあると思いますが、次の点に注意をしてください。

- 1 オーバーする分の運搬を他社（人）に委託することは再委託に当たるため法律違反になります。 どうしても再委託する場合は所定の手続き（排出者の了解を得て、再委託先と排出者が契約を結びマニフェストも発行してもらうなど・・・）が必要な為、結局は最初から再委託者と排出者が契約することと同じこととなります。
- 2 もう一つの方法として、車両のみをレンタルして自社の運転手が収集運搬を行う方法ですが、その場合は届出してない車を使うことになるので保健所等に変更届を提出して新たな運搬車両として認めってもらう方法です。（車両の賃貸借契約書、車両の写真など許可申請時と同じ書類が必要となります）車両に添付するステッカーが必要など、自社の車両としての取扱いのための手続きが必要なのです。**つまり、自社の処理能力を超える量の収集運搬の（処分もですが）受託は受けられないことです。** もう一つの方法としては排出事業者自身に自社運搬として運んでもらう方法もありますが、その場合も車両へのステッカーの添付や書類の携行など、産業廃棄物を運搬するにあたっての必要事項を守ることは当然です。